

## ●雇用を考えよう～障がい者雇用の事例を紹介します～

誰もが職業をとおして社会参加できる  
共生社会を目指しています

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より  
<http://www.jeed.or.jp/> 三重支部 高齢・障害者業務課  
三重県津市島崎町327-1 TEL059-213-9255 FAX059-213-9270

当機構は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給や、障がい者の職業生活における自立を促進するための施設の設置と運営、障がい者の雇用に伴う経済的負担の整備について、支援業務を行っています。障がい者の雇用事例については、障害者雇用事例リファレンスサービスをご参照ください。（<http://www.ref.jeed.or.jp/>）

### ◆平成28年度申告・申請のための障害者雇用納付金制度事務説明会開催のお知らせ

常用雇用労働者数が100人を超える月が5か月以上ある場合は、納付金の申告を行う義務があります。

平成28年2月26日(金)から3月14日(月)の間に合計10回、津、四日市、伊勢、伊賀で説明会を開催します。開催場所等詳しくは、当HPをご覧ください。（<http://www.jeed.or.jp/disability/koyounoufu/download/notyo.pdf>）障がい者の県内雇用事例をご紹介します。

■企業名：丸夕田中青果加工株式会社（伊賀市）

#### 1. 当社の事業内容

当社は、フィリピン、コロンビア、エクアドル、タイ、台湾、インドネシアなどの国から輸入されたバナナを熟成加工し、一部は小分けし、袋詰めしたバナナをスーパー等に卸しています。

障がい者雇用優良事業所として、平成11年に知事表彰、平成27年には厚生労働大臣表彰を受賞しました。

#### 2. 障がい者雇用取り組みの経緯と現状

先々代の社長が交通事故により、片腕をなくし障害者となりました。先々代の苦労した話を聞いた先代社長は、平成になり支援機関からの障がい者雇用の話を聞き、障害者雇用をするきっかけとなりました。

その後、平成8年から障がい者を雇用したところ、作業に一生懸命取り組み、今ではいなくてはならない貴重な従業員となっています。

全社員110名のうち、障がい者の雇用は多い時には10名、現在

は6名となりましたが、障がいの種類は軽度の知的障がい等であり、他の従業員等とも円滑にコミュニケーションがとれ、仕事に支障をきたすことはありません。他の従業員とともに真心を込めて作業に取り組み、勤続年数は平均7年程度、長い人は、10年を超えています。

#### 3. 障がい者雇用に取り組むためのアドバイス

当社では、過去に、身体障がい者で作業が出来ず退職、また、精神障がい者で、薬が効かない等の理由で長期休暇取得後に退職等の対応に困ったことがあり、今では複数回の面接を行い、その適正や障がいの程度を把握しています。

また、課題が発生した場合、相談や支援を受けることができる独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、ハローワーク等の支援機関を利用する必要です。雇用する前に、まずは、障がい者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることをお薦めします。



バナナの袋詰め作業の様子

※その他雇用事例については、障害者雇用事例リファレンスサービス(<http://www.ref.jeed.or.jp/>)をご参照ください。

#### 障がい者を雇用する場合に活用できる支援制度について

**障害者トライアル雇用事業**は、原則として3ヶ月間試行雇用する制度で、障がい者が円滑に職場に適応することができるようジョブコーチが事業所に出向き職場内において様々な支援を行う制度で、奨励金の支給もあります。

問い合わせ先：三重労働局職業対策課（TEL.059-226-2306）、ハローワーク

**特定求職者雇用開発助成金**は、事業主に対して、経済的負担の軽減などのため、雇用した障がい者の賃金や施設改善などに対する助成措置です。ただし、受給するためには、助成金の対象となる要件を満たすほか、事業主が申請期間内に適正な支給申請を行うことが必要となりますので、担当機関の窓口に早めにご相談ください。

問い合わせ先：三重労働局職業対策課（TEL.059-226-2111）、ハローワーク